

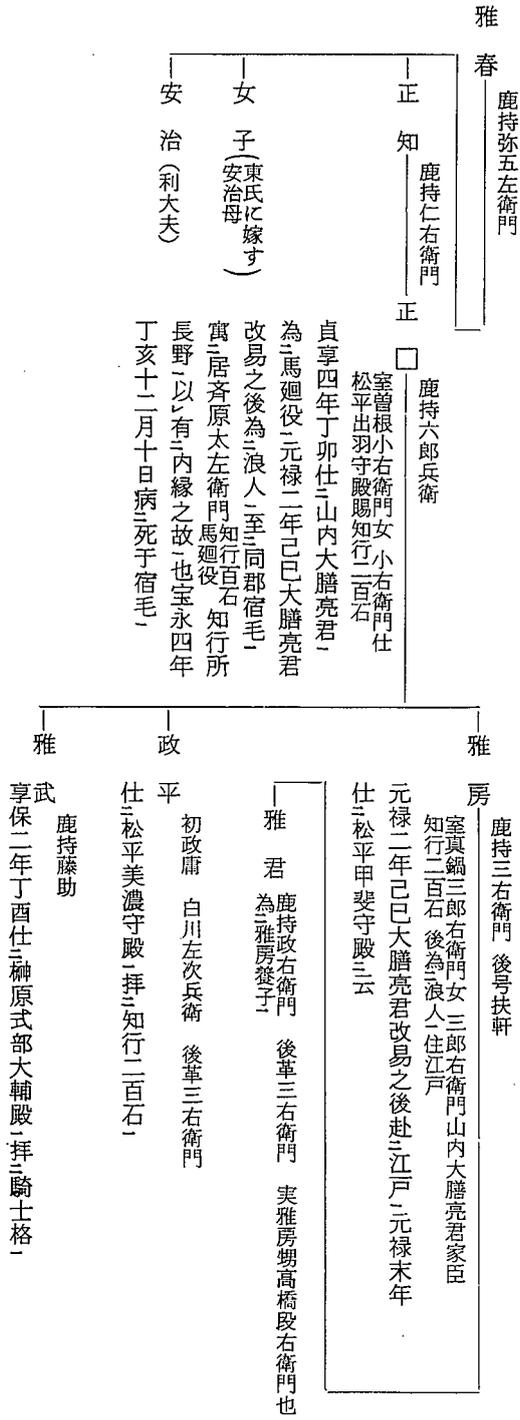
『飛鳥井家譜』書簡考

鹿持氏家系考 四

小 関 清 明
(人文学部国語学国文学研究室)

元禄二年八月、幡多郡中村の領主山内大膳亮豊明の改易という椿事が出来た。この時加持家の当主は六郎兵衛であった。祖父弥五左衛門雅春以来、中村山内氏に仕え、禄八十石を食んでいたが、ここに至ってたちまち禄を離れることとなる。六郎兵衛には、雅房、政平、雅武という三人の子息があった。彼らはそれぞれ、仕途を求めて自立をはからな

ければならない。雅春の外孫利大夫安治のみは、これより先天和二年、高知城下に出て柳村氏を称していたので、これを除き、加持一族の人々はすべて路頭に立ったのである。その後、これらの人々はどうなったのか。
まず『飛鳥井家譜』の関係部分を抜き出すと、次のとおりである。



この系譜では、六郎兵衛は宿毛の縁者に身を寄せて浪人のままで果て、雅房は元禄末年松平甲斐守に仕え、政平は松平美濃守に仕えて知行二百石を拜し、雅武は享保二年騎士格で榊原式部大輔に抱えられたとされている。これは拠る所があつて記されたものであろうか。

鹿持雅澄の編者『飛鳥井家譜』は、序文と本文たる系譜とのあとに備考の部があり、これには人物別に関係資料があつめられている。備考の後半は「補遺」で、この部分はすべて書簡である。六郎兵衛・雅房・政平・雅武から利大夫に宛てられたものを主として十七通である。ほかに備考の前半に収められた三通があるので、あわせて二十通の書簡があることになる。そして、六郎兵衛とその子息らの浪人以後の消息は、これら書簡からあらましようかがわれるのであつて、右に掲げた『家譜』の記述は、ほとんどすべてこれら書簡に拠るものであると判断されるのである。

そこで以下にわたくしは、右のすべての書簡を写しとり、これに検討を加え、『家譜』の記述の当否をたしかめつつ、できるだけ詳細に加持一族の行く方をたずねてみたいと思う。書簡全文を掲げるのは、これが彼らについて知るべき唯一の資料であり、かつ活字にされたことのないものだからである。

古人の書簡の例にもれず、これらの書簡の日附には、まれにエトで年を示すものがあるが、ほとんど年次が記されていない。『家譜』はこれを差出人別にした上で、年代順に並べていると見えるが、いずれの年であるかは示さず、また一箇所だけは排列を誤つたと見えるところもある。わたくしは人物別の枠をはずし、すべてを年次の順にして番号をつけた。書簡の文章には句読点を加え、まま振仮名をつけ、袖書・添書は一字下げて本文のあとに記すことにした。また必要に応じてママなど書き加えた。『家譜』には数本があるが、ここに用いるのは、高知県立図書館で焼失した『土佐史料』所収本からの写本（筆者蔵）である。誤写

と思われるところが若干あるが、一部分をのぞき、他本と校合するいとまがなかった。明白な誤写は正しておく。なお、これらの書簡のあるものは、現存（長崎氏蔵）する。わたくしの見ることを得たのは二通である。

書簡 (1)

延宝七年九月

土佐守殿屋敷迄之便に一筆致啓上候。先以其表御静謐、貴様弥御堅固ニ御勤可被成と珍重ニ奉存候。当地相替儀も無之候。

一、其以来は久敷絶音問、疎遠之至ニ打過申候。私儀去々暮帰国以後、藤岡ニ引籠罷在、自去暮出仕申候。大膳発足以後は又藤岡に罷有候ニ付、便宜をも不得求、去秋預貴札候御反詞さへ不仕、無音背本意申候。

一、当春同名仁左衛門罷登候節、御尋申候様ニと申聞候得共、上方ニ而一切隙無御座、御見廻も不得申上候由申越候。

一、去年之御書中ニ被仰下候御先祖祭日之儀、毎年七月十五日に、安並村之鳥首と申所へ人民集、安並殿まつりと申、新物三方なとそなへ、はなとりと申踊を仕候。神社は無之候。但近年ハ、國中踊相撲禁制被申付候ニ付、其印迄を仕候。

一、弥五左衛門存生之節、与州へ証文求ニ遣候者ハ、当所之商人仁兵衛と申者ニ而御座候。其者は疾相果申候。私覚ちかへ候而、自江戸之書中ニ家来之者と申進候キ。

一、宮ノ下ニ而証文所持仕候者ハ老人夫婦ニ而、子もなき者ニ而御座候。安並殿御系図ヲ曲物ニ入、上座ニ高つり、夫婦之者朝暮致拜候由、仁兵衛物語仕候付、翌年仁兵衛を求ニ遣候得者、伊達遠江守殿衆ニ倍申由ニ而、見せも不仕候故、無甲斐、仁兵衛戻申候由、仁右衛門申候。併久敷儀御坐候得は、分明ニハ覚不申候。猶期後音之時候。恐惶謹言。

九月廿日

加持六郎兵衛

安並忠兵衛様

(花押)

(添書) 猶以同名仁右衛門、于今存命申候。以書狀可得御意候得共、老衰故不任心底候間、同前ニ申達候様ニと申付候。以上。

これは中村郷藤岡村に住む加持六郎兵衛から、安並忠兵衛に送られた書である。年代は延宝七年か。仁右衛門(六郎兵衛父正知)が老衰ながら存命とあるので、その歿年(『家譜』によると貞享四年)よりやや前のことと思われる。「大膳発足」とある大膳は六郎兵衛の主君山内大膳亮豊明で、その江戸への発足については、『中村市史』によれば、延宝七年二月初と元禄二年二月二十八日との二回が知られる。書中の「大膳発足」は、元禄二年のそれでないことは明らかであるので、延宝七年のをさすとすべきである。文面からすれば、この書の書かれたのは、大膳発足以後それほど年月を経ていないらしい。延宝七年九月の書簡とすべきではないか。

文中に「近年は國中踊相撲禁制」の句がある。野中兼山が踊相撲を禁じたことは名高いが、それは「近年」のこととは言えず、寛文の改替以後はかえって禁制がゆるめられたとのことでもある。しかるに『藩志内篇』所掲延宝元年八月二十二日の「御國中在々掟」の中に、

一、従先年有来雖為祭礼踊相撲いよく停止之事。

の一条がある。書中に、國中踊相撲禁制のため祭礼も形ばかりとなったとあるのと、符節を合するが如くで、この書簡を延宝七年のものとする考えを助ける。

安並忠兵衛とは何者であろうか。それは後に述べるとして「当春同名仁左衛門罷登候節」以下の文によれば、忠兵衛はこの時上方にいた。「土佐守殿屋敷迄之便に一筆致啓上候」とあるによれば、京都にいたのではないか。彼の出身地は安並村で、安並殿まつりの記事によって、そのの豪族であったと推測せられる。この書簡は、先祖祭日や系図についての

忠兵衛の問い合わせに答えた返書で、その控が保存されていたのである。(以下の書簡においても、先祖書が話題に上ることが少なくない。それは武士の関心事であったし、またそれに触れた書簡が、保存されることが多かったとも思われる。)

同名仁左衛門とあるのはだれか、不明。

中村山内氏断絶以前の書簡はこれだけである。

書簡 (2)

元禄二年九月

同姓弥五左衛門貴様へ参候条、一書致啓上候。先以貴様弥御無事ニ、御役儀前体ニ御勤被成候段、珍重奉存候。此方無事ニ罷在候。川崎ニも一段御無事ニ而、伊三郎殿もはや公儀を被致、佐賀などへ仕出、中村ニ而我等方へも御取寄候而対面仕、悦申候つる。此度のらんニ付、孫介殿文蔵殿兩人、中村へ追付御見廻被下御引廻し給候つる。

一、銀子四拾三匁、書状壱通、並浅井五郎右衛門殿方添状有、右者井上太郎右衛門殿御下横目茂兵衛、中村御用ニ付参候節持参、慥ニ請取、則手形相渡し申候つる。能折節過分之銀子を被下、於于今数々之家内共餓死不仕、存分ニ中村を立のき申段、外聞と申、此上者貴様御影ニ而、何方ニ成共立伴ノき可申と、大慶不過之候。

一、爰元侍中我人難儀者角別、殿様方御無心千万、乍恐語言ニ絶申候。次ニ侍中中村を立のき、方々へ打ちり申候所ニ、私儀者曾称十兵衛此度情を出し候て、入野の内加持村へ連越、小左右衛門住居ニ罷有候。十兵衛方外ニ苗名中ニ我等類共かずく有之候ニ付、先々迄渡世の才覚た今談合と見へ申候。然共いた米かね者くれ不申候ニ付、貴様御見次を以、今日迄何方へも無心ハ不申候。弥五左衛門罷帰候節、十兵衛方貴様方御礼状壹通御越可被下候。外ニ類共方へも、御加筆御礼奉頼候。私儀、以来迄永々加持村ニ住居仕候段いか可仕哉と存、内

曾右衛門引廻申

野七郷の惣庄屋に任命する旨の、慶長十三年二月十日附の辞令をも引用している。

が、この曾称十兵衛は、右の書簡中の曾称十兵衛ではありえない。元禄二年は、入野郷検地の天正十七年から、ちょうど百年後であり、慶長十三年からでも、八十余年を経ているからである。恐らく書中の十兵衛は、『地検帳』の十兵衛の孫で、あいかわらず入野の土豪的な人物であったのであろう。小左衛門は不明であるが、十兵衛の身内の者か。

『家譜』に、六郎兵衛の妻は曾根小右衛門の女で、小右衛門は松平出羽守に仕えたたとある。この曾根小右衛門と、鹿持村の小左衛門とは、やまざらわしいが別人である。もし鹿持村の小左衛門が六郎兵衛妻の父であれば、「曾称十兵衛情を出候而……小左衛門住居ニ罷在」とは言わないであらう。また曾根小右衛門は、松平出羽守に仕えたたとあるによれば、六郎兵衛と同じく浪人した中村山内氏の家臣と見るべきである。ただし、中村山内の家臣に曾根小右衛門なる人物のあったことを証する史料は見当らない。

ともあれ六郎兵衛は曾称十兵衛をたよって、加持村に來たが、相当の年齢であったのであろう、仕官を望まず、鴨川村(中村市)の左次右衛門と共に暮らそうと考えている。左次右衛門については、『家譜』に雅澄の説明があるので、引く。曰く、

按幡多郡利崗郷田野川村永安寺過去帳云。加持左次右衛門、元禄十一年戊寅十月七日死。号自徳常慶信士。其子加持庄左衛門、元文二年丁巳正月廿五日死。号梅散本有信士。其子弥五右衛門、後名弥五丞、安永八年己亥十二月七日死、号法山自浄信士。次男六郎兵衛、天明六年丙午九月十八日死。号觀光道清信士。其子庄助、文化十年癸酉十一月廿五日死。号霜月正等信士。而庄助之子則今之庄左衛門是也。世々居同郡鴨川村云。合考右書簡、左次右衛門者、盖鹿持仁右衛門正知之庶子而、大膳君改易之後棲居鴨川村者也明矣。

と。左次右衛門が仁右衛門の庶子である明証があるわけではないが、これという別案も考えがたい。

六郎兵衛には『家譜』によれば、三人の子息があった。そのうちの一人が右書簡の関内にちがいない。『中村分限帳』(高知県立図書館)等に、

二人扶持 六石 並歩行 加持関内

とある人物で、右の書中に「関内儀此度江戸ニ相残申段悦申候」とあるのは、折から江戸詰であったと見える。白川左次兵衛政平の書簡(3)に、「拙者儀江戸ニ相残り方々と浪牢之身ニ而罷有候処、十年以前松平美濃守方へ身上有付」とあるので、雅澄は『家譜』の頭書で、「関内未詳、疑白川左次兵衛政平初名乎」と述べている。この考えに従う。

この書状をたずさえて利大夫を訪れた弥五左衛門は、勿論弥五左衛門雅春ではない。この人についても雅澄は『家譜』に頭書して、「加持弥五左衛門、此他無所見、疑加持三右衛門雅房初名。」と言っている。これに従うべきである。三右衛門雅房は六郎兵衛の長子であらうから、この非常の際にこの書状を携えて利大夫を訪う人物として、誰よりもふさわしい。

加持家の人々は、三右衛門の仕官について、安並忠兵衛の好意に期待をかけている。「御取次衆」への進物の心配をしていることから、忠兵衛が相当の身であることが想像せられよう。

袖書の「尚々追書御らん可被下」は不審である。この「追書」は別紙であったか。

書簡 (3)

元禄十五年三月

宿毛迄幸便御坐候付、一筆致啓上候。先以他国以後者、終に書中も不得御意、誠御遠々敷奉存候。貴様御儀追日首尾好御勤役被成候由、粗承之不斜珍重之至奉存候。先頃者富岡孫左衛門方へ御書通、依之拙者

儀も御噂被仰遣候由、孫左方申越、猶以御床敷奉存候。兼而御聞及も被成候はん、拙者儀、江戸ニ相残り方々と浪牢之身ニ而罷有候処、十年以前松平美濃守方へ身上有付、此時分者武蔵国河越と申城下ニ、地方役相勤、妻も所持仕、首尾能勤役仕候間、御心易思召可被下候。拙者若輩之時分も旁以御苦勞ニ罷成、殊而親共御介抱ニ罷成候儀ニ御坐候得は、疾ニも右之段可得御意処、遠国之儀御座候得者、何角押移失本意奉存候。其段御用捨可被下候。而親儀も宿毛ニ而長野と申齊原太左衛門知行所ニ罷在候由、不仕合以後者、別而老衰仕候由、折々書通仕候。貴様御儀、今程者御城下ニ御住居被成候哉、浦筋ニ被成御座候哉、承度奉存候。此以後者求便、以書中可得御意候間、左様御心得可被下候。委細可得御意候得共、大書難成候間不能詳候。猶期重便之節候。恐惶謹言。

三月九日

松平美濃守内 本八柳沢出羽事

白川佐二兵衛

政庸(花押)

柳村理太夫様

(袖書) 猶以河越へ罷越候以後、以書中申上候様ニも覚へ申候き。御堅勝ニ御勤役被成候段、何方目出度奉存候。自然近年之内、御出府も被成候ハ、折を以懸御目ニ儀も可御座と奉存候。御同姓文蔵殿ニハ今ほとハ何方ニ御座候哉。是亦承度奉存候。御参会之刻ハ宜御心得可被下候。以上。

書簡(4)

元禄十六年八月

去三月二日、四月三日之貴札、当朔日富岡弾右衛門方相届、御懷敷致拜見候。先以御家内無御別条弥御堅固御務被成、段々御繁栄之程、重々目出度奉存候。近年者御役替被仰付、國中御領分御兩人ニ而御務被成候由、嘸御隙無御坐候半と奉察候。此段先達而同名六郎兵衛方

申越、承知仕候。定而宿毛筋へも御越可被成と奉存候。若御越被成候ハ、六郎兵衛儀奉頼候。
一、如被仰下候、私儀永々河越城下ニ相務罷在候処、去冬中役替並新知被申付、今程は江戸住宅仕、段々首尾好相務申候間、貴意安思召可被下候。

一、藤堂和泉守様御内安並忠兵衛儀、只今ハ七百石を取、伊賀御知行ニ而、郡代役相勤居申候由、八九年以前拙者も書通仕候。近日又々書音可仕と奉存候。先年之通路之時分書通共、六郎兵衛方ニ可有御座と奉存候。

一、可笑記之理事、被仰下候通覚悟ニ奉存候。如仰危物ハ武士ニて御坐候。先年御指南をも請候儀ニ御座候付、拙者心得ニ可成儀を御書記し、重而被遣可被下候。御手透も御座有間敷候得共、時々奉頼候。

一、拙者儀いまた世伴も無御座候。近年之内、養子ニ而も可仕かと奉存候。其時分、又々御相談可申上候。

一、太左衛門家内無事罷在候段、被仰下、忝奉存候。而親方へも此度書通仕候。

一、江戸表益御静謐之御儀ニ御坐候。諸御大名衆中様益御繁栄之御儀ニ御坐候。

一、御同姓文蔵殿ニハ、今程御息災ニ而、何方ニ被成御座候哉、承度奉存候。委細可得貴意候得共、殊之外用事取込、此書状も神以役所ニて相認申候而、不能詳候。委曲期後便之節候。恐惶謹言。

白川左次兵衛

正庸(花押)

八月四日

柳村利太夫様

貴報

(袖書) 尚々貴様御役目、結構成御事共、何より珍重奉存候。拙者儀随分無恙、段々首尾好相勤申候。くれくれ何そ心得ニも罷

成文言、重而御書添可被下候。此段奉頼候。

追而申上候。富岡孫左衛門事、当夏中より以之外相煩にて、不食仕、大切にて十死一生之様ニ承申候。段右衛門別而迷惑仕候由申越、尤ニ奉存候。何とそ此度は快気遂候へかしと奉存候。以上。

書簡 (5)

宝永元年三月

正月十八日之貴札、当三月廿七日相達、忝致拜見候。先以其御地無御別条、貴様御家内御堅固被成御座、降而兩親始類中無為罷有候段、被仰下、承知大慶仕候。

一、如仰下候、去年霜月廿六日之夜、未曾有之大地震、同廿九日之夜五ツ時分の大火出来、且那下屋敷も式ヶ所焼失、依之拙者共も火難ニ相、旁以難儀仕候段、御察之通ニ御坐候。然共家内並一類中怪我も無上、此上之大悦御察可被下候。

一、安並忠兵衛方へ近年ハ書通も不仕候。依之祖父彌五右衛門殿と忠兵衛由緒之義、有増被仰聞、忝奉存候。拙者儀不斗江戸へ罷越、夫方下り不申候ニ付、左様成書物も蓄へ不申候。被仰下候覚書も御所持被成候由、近頃御六ヶ敷可被思召候得共、重而被遣可被下候。奉頼候。

一、御同氏文蔵殿御事、御息災ニ今程ハ川崎ニ御坐候由、目出度奉存候。依之御床敷奉存候。宜御心得可被下候。此度書状を以可得御意候得共、状数難成御坐候ニ付、差扣申候。

一、私勸方萬事慎之段、御書中度々被仰下、切々忝奉存候。誠若年之時分の万端御世話ニ罷成、御影ニ而遠国へ壹人立罷越候而も、先是程迄も名を持候段、難忘忝奉存候。誠以書通之時分ハ御心付き之義ハ、無御遠慮被仰聞可被下候。拙者儀大役ニ而御座候得共、随分大切ニ私欲ヶ間敷儀聊無之様ニ、廉直ニ相務申候間、乍慮外御心安思召可被下候。委細可得貴意候得共、折節取込及暮相認申候ニ付、不能詳候。猶重便之節万々可得貴意候。恐惶謹言。

三月廿八日

白川左次兵衛

柳村理太夫様

(花押)

(袖書) 尚々御子様方初而御繁昌ニ可有御座旨、目出度奉存候。乍筆末御内上様へも宜被仰上可被下候。愚妻儀も拙者同前申上候。以上。

追而私儀も、頃日四書之講釈承申候。以上。

白川左次兵衛は前出の関内であろう。白川と名のつた経緯は不明である。

右三通は『家譜』では、(3)(5)(4)の順になっているのを改めた。その理由は以下のとおりである。まずこれら三通のうち、年次の知られやすいのは(5)である。(5)には文中に「去年霜月廿六日之夜未曾有之大地震、同廿九日之夜五ツ時分の大火出来」とある。廿六日は廿二日の誤記か誤写か、これは元禄十六年十一月二十二日夜からの大地震と、同二十九日の大火をさすと見て誤りなからう。(『徳川実紀』に、元禄十六年十一月二十二日「この夜大地震にて……諸大名はじめ土庶の家敷をつくして転倒す」同二十九日「小石川水戸の邸より失火しけるに、風はげしく」て大火となったことが見える。)これで(5)は宝永元年三月の書であることが決定される。

次に(4)には「同姓文蔵殿……何方ニ被成御座候哉承度」とあって、(5)に「文蔵殿御事、御息災ニ今程ハ川崎ニ御坐候由、目出度奉存候。」とある。(5)は(4)より後である。ところで、(3)は多年の無音を謝した文面から、これらの中でもっとも早い時期の書簡であること明瞭である。(3)(4)と並べた所以である。

(3)(4)の年次はいつか。(3)には、左次兵衛は十年以前に松平美濃守方において、今は河越城下に勤役中であると言っている。松平美濃守は柳沢吉保であるが、彼(柳沢出羽守保明)が松平の称を許され、將軍綱吉

の偏諱を賜って松平美濃守吉保と名を改めたのは、元禄十四年十二月のことであり、その三年後宝永元年十二月には、甲府に封ぜられ（河越を離れ）ている。故に(3)の日附三月九日は、元禄十五年か十六年か宝永元年かであることとなる。宝永元年三月だとすると(5)と同月同月となつて、細説するまでもなく、不都合である。すなわち(3)は、元禄十五・六年のどちらかであると考えられる。次に(4)を見る。「私儀永々河越城下ニ相務……去冬中役替……今程は江戸住宅仕」とあるによれば、河越にいた時の(3)よりあとであることは言うまでもないが、また柳沢吉保の甲府への移封よりは前である。かくして(4)の八月は、宝永元年か、元禄十六年か、元禄十五年かのいずれかであることとなる。宝永元年とする(4)が(5)の後となるので、これは成り立たない。つまり、元禄十五年十六年のいずれかであればならない。(3)(4)ともに、この三年のうちとなるわけである。然るに、(4)は「去冬」の役替新知を八月に報じているので、その事にふれていない(3)の三月と同年ではないはずだと思われる。このように推理をすすめて、結局(3)は元禄十五年三月、(4)は元禄十六年八月、(5)は宝永元年三月と決めることができる。

白川左次兵衛は、(3)によると「十年以前」に、すなわち元禄五年ごろに柳沢吉保に抱えられたことになる。三年ほどの比較的短い浪人ですんだわけである。当時柳沢吉保はおどろくべき栄進の途上にあつた。貞享三年上総國に千石の地を賜わり、元禄元年はじめて一万石の大名となり、若年寄の上座となる。三年二万石の加増、従四位下に叙せらる。四年はじめて將軍をその邸に迎え、五年三万石、七年正月一万石の増封、武蔵國河越城主七万二千三十石となる、といういきおいであった。新たに抱えられる者も多かったはずである。(柳沢吉保については『寛政重修諸家譜』等による。)

(3)(4)に富岡孫左衛門の名が見える。『家譜』頭書に「中村領分限帳目、一知行八拾石 御目附役 富岡孫左衛門」とある。(高知県立図書館

館『中村分限帳』ほぼ同じ。『中村市史』所掲「中村三万石御分限御物成高御侍御奉公人覚」には、名が源左衛門となつてゐる。彼が中村山内家の旧臣であることは、これで明らかである。今は何家に仕官しているのか、分らない。(4)には、大病にかかり段右衛門(子息ならん)が別して迷惑している、何とぞ此の度は快気を遂げ候へかしとあるが、次に掲げる書簡(6)(宝永二年)には、「段右衛門方」とあつて孫左衛門の名があらわれない。孫左衛門は、元禄宝永の交に歿したものとと思われる。

左次兵衛の父母、すなわち六郎兵衛とその妻とは、宿毛村長野の齊原太左衛門の知行所に余生を送つてゐる。(3)には「不仕合以後者別而老衰仕候由」とある。「不仕合」は元禄二年のできごとをさすであろう。

齊原太左衛門の名は、(3)(4)の他(13)(14)(15)の書簡にもあらわれ、「中風之様ニ御座候旨申来候」(正徳五年の書簡14)とか、「近年病身……もはや二ヶ年書状不参候」(享保三年の書簡15)などに見えた後、享保八年の書簡(20)では、代つて齊原九郎右衛門があらわれる。太左衛門は享保三、四年前後には世を去つたのであろう。

ところで、『宿毛市史』によると、伊賀家文書「正保年中与力騎馬」の中に、

知行三拾石 齊原太左衛門

とあり、同文書「与力之者之先祖書出」の寛文九年の与力を列記した中に齊原九郎左衛門の名がある。書簡の太左衛門と九郎右衛門とが父子で、宿毛領主伊賀氏の与力であつたこと、疑いあるまい。この齊原氏と加持氏とはどんな縁で結ばれていたのか。書簡(6)に「宿毛類中無事」ともあつて、何らかの親族関係であつただろうが、具体的なこととは分らない。『家譜』にも「以有内縁之故」とあるのみ。

六郎兵衛ははじめ、書簡(2)に見えるごとく、鴨川村の左次右衛門と共に暮らしたであろう。太左衛門をたよつたのは、元禄九年左次右衛門の

死去（前述した）の後であったと推測される。

左次兵衛は利大夫に対し、くりかえし若年以来の恩を謝している。若年とは中村での生い立ちの頃であろう。「先年御指南をも請候」などあるのは、その頃利大夫が同族の後輩のため、学問の手ほどきをしたのであろうと思われる。二人はまるで師弟のようで、左次兵衛の立身後の今も、利大夫はしばしば処生訓を書き送ったと見える。ことに目をひくのは、(4)の「可笑記之理事（ことわりのことカ）、被仰下候通覚悟ニ奉存候。如仰危物ハ武士ニテ御座候」のころである。「可笑記」（寛永十九年刊）は浪人如儒子の慷慨の書で、浪人や武士の切なきにふれた所、ことに「阿諛の小人が出世し、賢人君子が却って斥けられるといふ、いつの世にも珍らしからぬ不如意の世相を慨した」（『日本文学大辞典』水谷不倒の解説）ところが少なくない。巻五には、ある国に「人くひ犬」があつて「常に主君の庭前につくばひふせりをりて、出仕忠功の人々を、めたものにほえ散らし喰ひころす」ので、心ある者は皆「それが危きに」この国を立ちのいたという話がある。人くひ犬とは、主君に取り入った「軽薄、ねいじん、ざんげん、胴慾、不道の奴げら」のことである。「危きものは武士」とは、こんな事をさすのであろう。こういう如儒子の感慨に、利大夫はおそらく身につまされつつ共感したにちがいない。「勤方万事慎之段御書中度々被仰下、扱々忝奉存候」「私欲ケ間敷儀聊無之様ニ、廉直ニ相務申候間、乍慮外御心安思召可被下候」。利大夫が『可笑記』を引合にしつつ書き送った教訓が何であつたかが、これらによって察せられる。²¹⁾

利大夫の人物について知るべき材料は極めて少ないが、書簡(4)(5)等はほのかに彼の人がらを思い描かせる。彼は相当に書を読む人であつた。苦勞人で、武士の悲しみを知らぬ人であつた。物事に慎重で、徳義心に富み、同族から信頼される人格であつたのではあるまいか。

ここで書簡(4)(5)にあらわれる安並忠兵衛について述べよう。忠兵衛の

名はすでに(1)(2)に見え、後出の(7)及び(20)にも見える。(4)によれば、彼は藤堂和泉守（高久）に仕えて七百石を取り、「伊賀御知行ニ而郡代役相勤申候由、八九年以前拙者も書通仕候」「先年之通路之時分書通共、六郎兵衛方ニ可有御座と奉存候」とある。彼が藤堂家に抱えられたのは、この書簡より「八九年以前」（元禄七八年）のさらに以前で、元禄二年に三右衛門雅房が訪れた（書簡2）時にも、延宝七年のころ六郎兵衛が書簡(1)を送つた時にも、既に藤堂の家臣であつたであらう。加持家の人は絶えず忠兵衛を話題に上せているが、音信は次第にとだえたらしく、書簡(7)には左次兵衛の書に対し返書がなかつたとある。享保八年の書簡(20)には、

安並忠兵衛儀、五六年以前に被果候。只今ハ縁者之内ニ相応之もの御座候由ニ而、養子被致家督相統、伊賀ニ居住ニテ御坐候。今十ヶ年余も過不申候ヘハ、当地ヘは不被参由ニ候。和泉守様御力番衆ヘ承候処、今以八百石ニ而御座候由被申候。

とあり、享保初年には死去したことが知られる。

忠兵衛は加持氏にとつて、同郷のよしみがあつただけではない。(5)に祖父弥五右衛門（曾祖父弥五左衛門とあるべきところ。）殿と忠兵衛由緒之儀、有増被仰聞忝奉存候。

とあるような関係があり、(2)に見えたように加持家の人々が、難儀に際してまず忠兵衛を頼ろうとしたのも、そのためであつたと思われる。

この弥五左衛門と忠兵衛の由緒とは何か。これについては『家譜』備考に、

旧記曰、飛鳥井右京進母ハ為松若狭守娘ニテ、兼定卿ノ姪也。後内政君ノ仰ヲ以、安並村城主安並左京進ニ改嫁ス。安並三左衛門出生ス。因テ右京進ト三左衛門ハ異父ノ兄弟也。三左衛門子安並忠兵衛ハ藤堂和泉守殿ニ仕、知行八百石ヲ賜フ。

今按、曾衣公卒日、雖不可詳知、可在天正二年從内政朝臣

于大津村^二之後^一明矣。依^二長宗我部盛衰記^一所^レ云、安並左京進自盡者、在天正四年^一焉。然則曾衣公天正二年遷^二于大津^一之後卒。其妻改^二嫁左京進^一生^二三左衛門^一、至^二同四年^一左京進没者乎。土左軍記所^レ云雖紛々不^レ詳細、左京進自盡類与^二盛衰記^一所^レ云恐同轍乎。然而南國中古物語為^二安並左京進天正元年大坂山戦死^一者不^レ是。

とある。「今按」以下は雅澄の考説であつて、旧記の説が、つじつまの合ぬものでもないことを述べている。乱世のことでもあり、確かめるべき資料もなく、これをそのまま信ずるわけにいかないが、藤堂家に仕えた安並忠兵衛と加持氏とが遠い類族關係にあつたことまでを、しいて疑う必要もあるまい。少なくとも、加持一族はそう伝え、そう信じていたと思われる。

ここに問題になるのは、『土佐物語』（卷二十）（宝永五年成る）の「長宗我部家臣諸大名へ被抱候面々の有増」のうちに、「藤堂大学頭家中」の一人として、

二百石 安並忠兵衛

を挙げていることである。⁽⁴⁾この忠兵衛と書簡の忠兵衛とは、同一人であるとするれば百年をはるかに越える長寿者であつたことになる。それでは二代もしくは三代にわたつて同じ忠兵衛の名を用いたのか。それとも書簡の忠兵衛すなわち元禄前後の忠兵衛が、『土佐物語』では長宗我部氏の旧臣の中に数えられたのであろうか。わたくしは、延宝から享保初年にかけて藤堂家の家臣安並忠兵衛なる人物が実在し、加持家の人々が彼を親族と考えていたことを疑わない。それ以上はしばらく不明としておこう。

書簡 (6)

宝永二年三月

二月十七日之貴札相届忝致拜見候。先以弥御堅固御勤被成候由、珍重奉存候。正月下旬歟と覚へ申候、菱や庄右衛門頼、以書状申進候つ

る、未相届不申哉、無心元奉存候。尤旦那上京もいたし候ハ、御屋敷坏之儀並貴様御儀途中迄（虫）御出、御目見へ之儀も被仰聞候故、委細貴報申進候へキ。いか様相届不申儀ハ御坐有間敷と存候。

一、先書ニも申進候へキ、私儀去比五十石之加増被申付、都合百石ニ罷成、殊甲州城請取用事人数壹分ニ被申付、二月四日爰元発足仕、於彼地諸用首尾好相勤、今十一日無事致帰宅候。万端勤方首尾好御座候間、御心易思召可被下候。右加増之儀も申進候つる、定而此節ハ相届可申と存候。

一、旦那事、先書ニも申進候通、今度は上京無之候。如仰隠岐守様、雅楽様御上京被遊候筈、尤近々御発駕ニ而可有御坐と奉存候。

一、祖父江善左殿事、別而心安申談候。身上之儀も色々と心懸ケ申候得共、未曉々將明不申候。当分町宅被致候。甲州ハ罷帰候而未能面談候。

一、池甚五右衛門方へ御消息被成候処、大坂表ニ相詰候付、未御面談不被成候旨、御尤奉存候。御帰国之時分御尋可被成候。

一、先年修理大夫様御参勤之節、忠義様為御見廻、高知へ御出被遊候。其時分中村之面々飛脚差上候。祖父仁右衛門方飛脚差上候節、修理様之御書被成下候數通有之処、紛失之処、一通貴様御所持被成候由、御懇念之御認ニ而御座候。依之御帰国以後、我等方へ可被下旨、忝奉存候。左候ハ、何そ之証拠にも成候儀ニ御座候間、重而被遊可被下候。

一、於宿毛類中無事ニ罷在候由、頃日富岡段右衛門方承之、大慶仕候。尤此元も折々書状差越申候。遠國之儀、殊宿毛ハ又ほとも隔り申候故、猶以書状も遅滞仕候。貴様御儀、何時分御帰国之筈ニ御坐候哉、承度奉存候。何とそ御出府も被成候へかし。積弊得御意度念願迄ニ御座候。委細可得御意候得共、殊之外取込罷在候付、先為御左右如此御座候。猶期後音之時候。恐惶謹言。

三月十七日

白川左次兵衛

政平

柳村理太夫様

貴報

(袖書) 猶以久々御左右不申進、御心元なく覚召候段、御尤之御事奉存候。左ニ申進候通、先書ニ委細得御意候処、未相届不申候由、無覚束奉存候。愚妻方へ御伝筆申候処、忝奉存候よし、呉々申候事ニ御座候。如仰拙者儀、暫隙さへ御座候へハ、何とそと存経学仕候へ共、公用ニさへられ墓取不申候。然共一生不断之行佐と存罷在候。貴様御事御年之上廢学被成候由、数年御熟学之儀ニ御座候へハいかほと御廢学被成候とても、御頼母敷奉存候。久敷書状も進し不申候ニ付、世上之習私身上ニ吉凶之儀も有之候而之事故と、旁以無覚束思召候段、御尤至極忝奉存候。先ハ吉事のみにて御遠々敷罷過候。甲州より罷帰、いまた餘多用事、取込申候而、此度ハ委細ニ及ひ不申候。殊乍立相認候体、わけもいかと奉存候。御推察にて御考読可被下候。委細跡々万々可得御意候。以上。

文中に、甲州城請取用務で二月四日にこどもと発足云々とある。柳沢吉保が甲府藩十五万余石を与えられたのは、宝永元年十二月二十一日であるから、この書簡は宝永二年の三月のものであること確実である。旦那(柳沢)の上京はなく「隠岐守様、雅楽様」が近日上京の途に上るはずとある。これは將軍綱吉が右大臣に、その養子家宣が権大納言に昇進したについて、宝永二年三月その謝使が上京したの言う。『徳川実紀』に、

(三月) 廿三日酒井雅楽頭忠挙に京の御謝使を命ぜられ、松平讃岐守定直は大納言殿の御謝使命ぜられ……。

とある。書簡の雅楽様は酒井忠挙である。書簡の隠岐守様は、おそらくは間部隠岐守詮之であらう。家宣の寵臣間部詮房の弟であって、宝永元

年十二月從五位下隠岐守となった。(『寛政重修諸家譜』) 家宣の謝使にふさわしい人物であるが、予定がかわって松平讃岐守が上京することになったと見える。

柳沢吉保は威勢並ぶ者なく、いよいよ甲府城主となる。これに伴って、左次兵衛も加増になる。利大夫はこの時、京都御屋鋪詰である。下に掲げる(7)(11)も同様、京都の利大夫に宛てたもの。

修理様の仁右衛門に与えた書のことが見える。『家譜』備考に、「修理君御書翰曰」として、

塩鮎一箱 百五十 到来令祝着候 以上

修理

(花押)

八月廿二日 鹿持仁右衛門との

とあるのが、話題の書状であろうか。

祖父江善左衛門は、『中村分限帳』(高知県立図書館)に

三人扶持 同(児小姓) 祖父江善太夫

とある人物か。中村山内氏には家老祖父江長左衛門をはじめ、祖父江姓が少なくない。この人は今も浪人のままである。元禄二年からとすれば、既に十六箇年になる。なお、後の書簡にも出る。

袖書の「何とそと存経学仕候へ共云々」「貴様御事御年之上廢学云云」が注意される。利大夫も相当に儒書を学んだと見える。

書簡 (7)

宝永三年正月

去ル五日之貴札志東嘉左衛門殿より相届、忝致拜見候。如仰改年之御吉兆千里同風、目出度申籠候。先以弥御堅固被成御越年候由、珍重奉存候。降而拙者儀無異事加年仕候間、乍慮外御心安思召可被下候。

一、津田弥右衛門殿御加増御拜領、旁以目出度奉存候。此度書状遣申候間、御届被成可被下候。

一、拙者儀先書ニも申上候通、旧臘加増被申付、都合式百石ニ罷成候。吟味役と申ハ、其御国元ニ而者いか様之恰合ニ可有御坐哉、其段難計御座候。先諸色金銀米錢入箇之吟味、其外善悪之品ニより立合申事ニ而、尤国方江戸とも之用事請込申事も御坐候。尤金銀不残預り、出シ入之始末仕、追而勘定立候儀ニ御座候。只今同役四人ニ而勤候。内壹人ハ若旦那へ相勤、壹人ハ御成御殿普請惣奉行ニ罷成、兩人ニ而壹人ツ、代リ相勤、寸暇無御座候。且不断上下ニ而相勤申候。格式之義ハ足輕大将之次ニ而御坐候。

一、如被仰下候、餘り文盲ニ而ハ諸士ノ官ハとりかたく、兼而心掛申候得共、勤学仕候間断も無之、心底斗ニ而御坐候。然共、其心を厲し申候ハ、学はぬにはしかしと存候。折々被仰聞候御訓言寔以感入、御尤千萬成御事と昼夜心掛申候。御当地も何国当世考申候処、言を巧ミ色を令しメ、実誠ハすたり、勿論聖字ノ事ハ希成事ニ御座候。しかれとも当家之儀者、仁愛專不断講談なと有之候へハ、智者のほとり童へにて、少は耳ニも入、不及ながら仁ノ端しにもと奉存候。且拙者儀身ニ過申候大役被申付候へハ、行住座臥にも終を慎ムて始のことくと心学仕、尤忠勤者其内ニ御坐候かと奉存候。遠国に罷在候へハ孝道もかない不申、是而已心外ニ御座候。然共每便ニ通路仕、勿論心懸ケも仕候。

一、此書状も乍御六ヶ敷、便之節相届候様ニ被成可被下候。委細可得御意候得共、折節取込申候付、貴報勞早々如此御座候。猶期後喜之時候。恐惶謹言。

正月十五日

白川左次兵衛

政平

柳村利大夫様

貴報

(袖書) 尚々愚妻方へも御加筆忝奉存候。宜申上候様と申御事ニ御

座候。富岡段右衛門儀息災ニ重年仕候。追啓、安並忠兵衛事、又々打絶書通も無之候。四五年以前此方書通仕候処、有無之返事も無之、定而あの方は大身拙者は小身故、うとニしての義かと存、其後者書中も遣し不申候。大かた若く色々成候而の儀かと被存候。しかなから侍之本意、其上由緒有之儀ニ御座候ニ付、又々書音仕候而見可申かと奉存候。左候ハ、追々御左右可申上候。以上。

(添書) 追而御城下小高坂方出火、余ほと焼失、乍然貴様御屋敷御別条も無御坐候旨、珍重奉存候。当御地、去冬当春ハ別而御静かニ御座候而、万人安氣仕候。以上。

小高坂より出火云々は、宝永二年十一月十四日の火災にちがいない。(『山内時代史初稿』所引『龜曆通記』に、その日「戌刻小高坂出火延焼家員六百三十三軒」と見える) 書簡はその翌宝永三年正月である。柳沢家における御成御殿の普請のことも、年代を示す。当時綱吉・家宣の御成は柳沢家の年中行事の如きものであった。家宣初度の御成は宝永三年二月十一日のことである。吉保の妾町子の『松蔭日記』に、

すべての事御所(綱吉)のにかはらず、猶はじめのたびとて、めづらかなる様を加へ給へり。おまし所もこの御料に、こたび造りそへさせ給へり。

とある。(徳富猪一郎『近世日本国民史』元禄時代、上巻所引による) おまし所はすなわち御成御殿である。

左次兵衛はまたまた加増、二百石取りとなる。多忙で、華やかな雰囲気の中にいる。柳沢の好学は(綱吉の模倣であろうが)世に名高く、元禄九年荻生徂徠も柳沢に抱えられた。(5)に「私儀も四書之講釈承申候」(6)に「何とそと存経学仕候へ共」とあったが、今度も左次兵衛は聖学のことにもふれている。『論語』の巧言令色の語や『老子』の慎終如始の語が文中にあらわれる。

書簡 (8)

宝永三年五月

往来書翰扣曰、

應仁年中、天正年中迄、一条様数代土佐国司として幡多中村ニ御坐被成候。御一門、東小路殿、西小路殿、飛鳥井殿、白川殿、一条様へたよりて土佐へ御下、右の内飛鳥井殿ハ加持村ニ而御台所領被遣、則加持村ニ住居也。其古跡を加持城とも飛鳥井屋布とも申と承候。ケ様ニ申所于今在之候哉。今程ハ民家など之候哉。將又飛鳥井虎熊丸幼少之節、元親様ハ加持村ニ而知行被下候。加持村地檢帳ニそのわけしれ申候哉。虎熊丸成長之後、加持弥五左衛門と申候而、御入国以後被召出、中村侍ニ而、右弥五左衛門孫者加持六郎兵衛並我等ニ而候。六郎兵衛子白川左次兵衛と申者、松平美濃守様ニ致奉公、仕置役目ニ而宜相動候。先祖之由來入用之事候間、急々書付越候得と申越候。御六借可被思召候得共、委細御書付被成、早々御指越可被下頼存候。以上。

五月十八日

柳村利太夫

古津万右衛門様

書簡 (9)

宝永三年七月

五月十八日之貴札、六月十日相届拜見仕候。如被仰下候遠境居申候故、未得貴意候。先以弥御堅固御勤仕被成候由、珍重奉存候。然ハ加持六郎兵衛殿御子息白川左次兵衛殿へ被遣候由ニ而、御先祖飛鳥井殿御知行所領、私支配之御檢地帳之内在之候ハ、書拔差越候様、被仰下候ニ付、別紙之通写進之候。尤早々調可進之処何角と取紛延引仕候。將又当年中ニ其御地御仕舞被成候由、御帰国之節可得貴意候。恐惶謹言。

七月廿二日

入野郷大庄屋

古津万右衛門

柳村利太夫様

(添書) 尚々高橋仁兵衛殿方御状御届被下候。此書状も仁兵衛殿迄頼進候。追而郷中ニ在之御檢地帳と申ハ、御矢倉帳之写ニ而御座候。御城御矢倉帳ニ委細可有御座と奉存候。以上。

(注) 『家譜』には右書翰のあとに、「天正拾七年土佐国幡多郡入野郷之内御檢地ニ飛鳥井虎熊殿給有之村書抜曰」として、加持村・入野本村・橘川村・頼村の虎熊給の地面を列記し、その後ニ右之地面、私支配四ヶ村之御檢地帖ニ有之所相違無御坐候。右之外御領知村々ニ在之由ニ候へ共、私支配ニ而無御坐候ニ付、記不申候。以上。

宝永三年戊七月廿二日 古津万右衛門(印)

と記してある。これが書簡文中の「別紙」に当るものである。地檢帳書抜の部分は、今は省略する。なお(9)も「往来書翰扣」の中である。

宝永三年、利大夫は京都に勤務中である。(9)に「当年中ニ其御地御仕舞被成候由」とあるが、利大夫が帰国したのは翌年春であった。(『自家緊要録』) 左次兵衛は仕置役目とある。(7)に吟味役とあったが、役替があったのか。吟味役を仕置役と言いかえたのか。

書簡 (10)

宝永三年十二月

去ル四日之貴札志東嘉左衛門殿方相届、忝致拜見候。先以余寒ニ御座候得共、弥御堅固ニ被成御座候由、珍重奉存候。此表相替儀無御座候。一、拙者儀先書ニも申進候通、結構成役替被申付、間も無御座候処、百石之加増被申附、都合式百石、殊長屋替被申附、道三河岸屋敷ニ而、大分之長屋拜領、重々冥加ニ相叶候仕合、御察可被下候。此段疾く可申進候処、当役一円不得寸隙、書状相認候間も無之仕合ニ御座候ニ付、延引罷成候。委細可得御意候へ共、右之通以簡筆如此御坐候。猶期明春之節候。恐惶謹言。

十二月廿七日

白川左次兵衛

政平(花押)

柳村理大夫様

人々御中

(袖書) 猶々国元ニおゐて両親一家息災、殊母気分も透と快候由被仰聞、其後も便在之、慥ノ便承知大慶仕候。此書状ひしや庄右衛門類、如此御座候。此元御用も御座候ハ、可被仰聞候。

書簡(7) (宝永三年正月)において、左次兵衛は「旧臘」の二百石への加増を報知していた。本書簡も同じことを報じている。それだけでも、これが宝永三年の十二月のものであることが、ほぼ察せられる。一方この書簡が(6)と同じくひしや庄右衛門に頼むとあることや、文中「此元御用も御座候ハ、可被仰聞候」とあることから、利大夫がまだ京都にいたことが知られる。利大夫の京都詰は宝永四年春までであった。(『自家緊要録』)この書簡の年次は間違いなく宝永三年である。(この書簡、長崎氏に現存する)

書簡(11)

宝永四年正月

改年之御吉慶重畳目出度申納候。先以弥御堅固御超歳可被成、珍重奉存候。爰元相替儀無御坐、拙者家内無事重年仕候。旧臘者たちまち御返書具被仰聞、忝致拜見候。

一、貴様御事当春三月比ハ御帰国可被成筈之由、御残多奉存候。乍然永々之御在京、御無難ニ御勉被成、旁以目出度珍重不遇之奉存候。御帰国以後も折々御状被下候様ニと奉存候。自然宿毛辺御越被成候ハ、両親共事御尋可被下候。偏ニ奉頼候。

一、池菖五右事今程在京ニ而、折々御対面被成候由、御尤奉存候。久々打絶不能書音候。乍慮外此書状御届被成可被下候。
一、津田殿へも書状進申候間、是亦御届被成可被下候。

一、志東嘉左衛門殿事、当春中々御国勝手ニ被仰付、近内御引越候由ニ御坐候。拙者儀も当月者用番ニ付、他出難成、漸く以使申達候。
一、加持領地之檢地帳之写、御取寄置被成候由、御亭てい寧なる御事奉存候。何より之儀ニ御座候付、何とそ近日被遣被下候様ニ奉願候。左様之儀なども、同名義御存之通故、扱々万事施抹仕置、一円証摺ケ間敷書物等無御坐候。近日御見せ被下候様ニ奉頼候。尚期永慶之時候。恐惶謹言。

正月六日

白川三左衛門

正平(花押)

柳村理大夫様

參人々御中

(袖書) 猶々当春ハ久振御帰国被成、扱々御満悦之段、奉察候。不懸御目候得共、京都ニ而御座候得ハ、書音も仕よく、別而大慶仕候。御帰国被成候而ハ、只今之様ニハ御座有間敷と、氣之毒奉存候。当方御用等も御坐候へハ、可被仰聞候。折節用番取込候而、早早年序之御祝詞迄如此御坐候。万喜期永春候。以上。

文中「貴様御事当春三月比ハ御帰国可被成筈」とある。利大夫は今はまだ京都にあり、書簡は土佐への帰国も間近な宝永四年正月のものである。「加持領之檢地帳之写云々」は、書簡(7)(8)とてらし合わせて、不審がない。署名の白川三左衛門(『家譜』には三右衛門とある)は、左次兵衛の改名である。この人の書簡はここまでである。元禄十五年の(3)から、ことし宝永四年まで、六年間の書簡七通が残されたことになる。

書簡(12)

正徳元年二月

当正月六日之貴札、二月十五日相届忝致拜見候。如仰改年之御慶目出度申納候。弥御堅固被成御越年之由、珍重奉存候。拙宅無異事致加年候。

一、貴様御儀去年夏より、御支配之郷中ニ御詰被成、月迫御帰被成候由、御太儀奉存候得共、御無難御力被成、目出度奉存候。御互ニ手透無之、御遠々敷罷過候。

一、池甚五右衛門ハ年内書状參候由、無事之段被仰聞候。此方も折節書状遣申候処、相滞申儀ニ候哉、いな事返事も無之事歟と奉存候。尤甚五右方より終書音も無之候。貴様御儀上方ニ御詰被成候内より、御存之通書音も仕候へ共、彼方も終返書も不申請候。今度此元家内之高下不残、当家へ罷出候節ハ只今迄之内之年禄並親類書差出候様ニと被申付候。拙者儀も近々差出し可申と存候。然所ニ御存知之通、代々土佐生之儀ニ御座候へは、江戸ニ親類も無之候。段右衛門儀ハ甥之儀ニ御座候ニ付、書載可申候。池氏ハ相除き可申候。貴様御儀も書載申候ニ付、左様御心得可被成候。

一、右親類書之儀、祖父曾祖父高祖父迄書之せ申筈ニ御坐候。由緒不知衆も多く御座候得共、拙者儀隨之書物社無御座候得共、無隠事ニ御坐候付、高祖父ハ段々父迄書出し可申と奉存候。高祖父儀ハ飛鳥井右京進、是ハ豊後戸次川合戦之節、長曾我部信親一所ニ討死仕候様ニ相見へ申候間、其段之せ可申と存候。

一、養子三次郎儀御尋忝奉存候。段々長敷罷成申候。此通りにて交も無之候ハ、奉公之願も可仕かと奉存候。妻も同事申上候。委細可得貴意候得共、出番取込、早々如此御座候。猶追々具可得御意候。恐惶謹言。

二月十七日

加持三右衛門

政房(花押)

柳村理太夫様

貴報

(袖書) 猶々祖父江善左衛門殿へも、御参会之刻宜御心得被成可被下候。委細跡方具可申上候。以上。

文中に先祖書などを近々のうちに差出すとある。書簡(3)に、正徳元年に先祖書を差出したとあるので、この書簡は正徳元年二月ということになる。「貴様御儀去年夏より……月迫御帰被成候由」とある。当時利大夫は安芸郡の居役であったが、前年の年末から一時高知に帰っていたものと察せられる。

「当家へ罷出候節云々」の当家とは、柳沢家である。これは次々の書簡で知られる。池甚五右衛門は書簡(6)に「大坂表に相詰」、書簡(1)に「今程在京」と見えていた。土佐藩の下級役人であろう。加持家とは遠い親族であったらしいが、江戸の人々とは音信がとだえつつあるらしい。段右衛門と三次郎については、後にふれる。

書房 (13)

正徳四年八月

一筆致啓上候。先以三月廿二日祖父江氏便之御状到達、御懷敷致拜見候。御紙面之通、近年ハ絶音問申候。弥其御地貴様御家内御揃御堅固被成御座、貴様ニも今程者御役替、御城中横目被仰付候旨、首尾能立身被成候段目出度存候。可被御精出候。將又於宿毛、老母太左衛門別事無御座由被仰聞、忝大慶仕候。如仰老母も近年ハ老病歟、半身不叶候由申来、千万氣遣申事ニ御坐候。嗚々可為老衰と、床敷存事ニ御坐候。太左衛門も一兩年中風之気味にて半身不如意之由、是又老人にて御座候へハ、無心元存候。貴様も先頃御文通被成候由、不絶よく御通達被成候と存候。此元替儀無御座、拙者前役相勤、当年は弥首尾能、上も御懇之儀共にて相勤申候。家内も別事無御座候間、旁御心安思召可被下候。三次郎儀も元服いたし、手習字文等精出申候。手跡はよほど宜罷成候而、もはや手跡一通りニても、口すき可成哉と存候。然共いまた若輩ニ御座候へハ、今暫も手前ニ差置可申と存候。一、高橋段右衛門儀致牢人、拙宅へ引取候段、御承知被成候由、此儀早速御知らせ申筈之処、何角取粉心外ニ罷過候。御聞及之通、暇相願

候而致牢人候処、段々首尾能暇取申候ニ付、手前へ呼取、幸妻子も無御坐候ニ付、養子ニ当主へ相願候処、是又首尾好被申付、致安堵候。殊更間もなく被呼出、相勉申候。相應ニ御切扶被下、加持政右衛門と相改勉罷在候処、今般又々役替等被申付、宜被召仕、旁以何も安悦之段、御察可被下候。三次郎儀いまた若輩ニ御坐候ニ付、願も差扣罷在候処、幸之儀有之、双方安堵と申事ニ御坐候。且三次郎儀、右ニも申候通、手跡よほと上達、是にていか様も有付兼申事ニても無之候間、末々又宜儀も可有候と存候。右養子取組之儀者、政右衛門先主へハ致秘詞候。是も少々存寄御座候故ニ而候。於其元も此御心得ニ被成可被下候。只同名ニいたし甲斐守殿へ出候分ニ、品川へハ申達置候。委曲者政右衛門可申進候。

一、正徳元年先祖書差出候儀、御尋越被成候。自是可得御意処、勤方閑暇無之故延引仕候。成ほと元年ニ差出、首尾能御坐候間、左様御心得可被下候。

一、此度祖父江善左衛門殿御暇願之由、早速相濟、海陸無恙被致到着候。彼宅へも御親切ニ御尋之由、善左衛門殿辱かり被申候。有付之儀、御紙面之通拙者へも頼被申候。被仰下候通之由緒ニ候間、全疎略ニいたし不申心得ニ而罷有候事ニ御坐候。然とも当主などは、只今中ニ侍被拘候儀ハ無御座候ニ付、此方屋敷などへ肝煎之儀ハ御座有間敷候へ共、外へ之儀随分心掛罷在候。人形有付之口も可有之哉之様ニ、頃日も被申候。何れ之道ニも、先祖並人柄等宜御座候ニ付、能有付可有御坐と存事ニ御座候。彼是流浪之体、扱々無心千万ニ存事ニ御座候。

一、女共三次郎方へ例之御加筆申候。忝存候。拙者より能々御礼申進候様ニ申候。御内証様へも呉々宜御伝可被下候。奉頼候。何も加筆申上候。

一、政右衛門申候。折々通路可仕候、右之通牢人後、便之手都合不自

由ニ罷成候ニ付、心外打過申候。御揃御堅固又々御役替之段、目出度存候。御内証様へも御悦等能々御心得可被下候。扱拙者儀、兼々被仰下候通、忠勤可勵先主ニ而御座候ニ付、随分と存候而相勤候処、九郎太郎様之儀御聞及之通、御病身ニ而御引込被成候後、段々家中上下ニ邪人多成、中々志有之者一日も相勉り申候ニ而無御坐候。然共可成程ハ凌可申と、誠不願憚、上へも三諫五諫も仕候へ共、中々埒明不申ニ付、もはや不及力、其上ハ命滅より外之儀無之体罷成候。然共家中之為ニ命を可捨ほと之厚恩ニハ不預、拙者事却而可恨道ハ多数ニ御坐候ニ付、身退クより外ハ無之時節と存極、願申候。此外文通ニ不成次第山のことクニ御坐候。拙者共牢人いたし候も、却而御為ニ能御坐候。全不忠心緒ニ而ハ無御坐候間、御心安思召可被下候。依之暇被下候ニも、懇之次第ニ而御坐候。万般ハ難及紙談候故、略之候。御遠察可被下候。何も委曲可得實意候得共、異事無御座候間、不能詳候。尚期后便之時候。恐惶謹言。

午
八月十五日

柳村利大夫様

文中「貴様……御城中横目被仰付」とある。『自家緊要録』等によると、利大夫が城中横目役となつたのは、正徳四年年である。書簡日附の「午」は正徳四年であること明白である。

江戸に住むようになった加持家の人々が、宿毛の両親を気づかつたことは当然である。これまでの書簡にも、たびたび両親のことがあつた。宝永四年の(11)にも「宿毛辺御越被成候ハ、両親共事御尋可被下候」と見えていた。しかるにこの書簡(12)には「宿毛老母太左衛門別事無御座由」とあつて、父に言及していない。六郎兵衛はこれより先に歿したと

加持三右衛門

雅房(花押)

同 政右衛門

雅君(花押)

見える。「家譜」には、六郎兵衛は「宝永四年丁亥十二月十日病死于宿毛」とあり、これは書簡とは別に扱ったものであろう。

雅房が、浪人となった高橋段右衛門を迎えて養子としたこと、段右衛門は加持政右衛門と改名して柳沢家に仕えたことが見える。書簡(1)によれば段右衛門は雅房の甥である。「家譜」に、雅房の室は真鍋三郎右衛門女、三郎右衛門は山内大膳亮家臣で知行二百石、浪人となり江戸に住むとある。高橋段右衛門はこの真鍋三郎右衛門の外孫であろうと思われ。彼は九郎太郎様に仕えていたが、思いあまる事情があつて暇を願つて浪人したと言っている。九郎太郎は山内大膳亮の嫡子である。元禄二年父とともに青山下野守忠重に預けられ、遠州浜松に流され、同五年赦されて高知に帰り、今の大膳町に住む。十三年恩赦、江戸に出、宝永元年十一月十三日常憲院殿(綱吉)に拜謁、寄合に列す。五年十月晦日、病によりて仕を辞し、延享四年七月死す。七十三歳。(『寛政重修諸家譜』)「九郎太郎様御病身ニ而云々」は前々からのことで、宝永五年にいたつて仕を辞したものか。

ところで、真鍋三郎右衛門については「中村三万石御分限御物成高御侍御奉公人覚」(『中村市史』所掲)に

定江戸配所御供 同(知行)百石 真鍋三郎右衛門

とある。彼が配所御供として改易後の大膳亮に従つたことが、これによつて明らかである。段右衛門が彼の外孫であるとすれば、外祖父は大膳亮に仕え、外孫は大膳亮の嫡子に仕えたこととなつて、これはきわめてありうべき事である。段右衛門は三郎右衛門の外孫に相違あるまい。

祖父江善左衛門は宝永二年(書簡6)江戸で浪人であつた。正徳元年(書簡12)には土佐にいた。今年正徳四年、彼は暇を願つてふたたび江戸に浪人する。「彼是流浪之体扱々無心千万ニ存事」とある。(この無心の語は書簡(2)にもあつたが、気の毒の意の土佐方言で、雅房が土佐育ちであつたことを示している)善左衛門と加持とはどんな縁故か。「被

仰下候通之由緒」とあるが、具体的なことは不明である。ついでに記すと、彼は正徳五年を迎えても、なお浪人のままである。(書簡14)

書簡(14)

正徳五年正月

青陽之慶嘉千里同風申治候。弥御家内御揃御堅固可被成御加蔵と珍重奉存候。当地無別儀、拙宅何も無異儀致越年候。当御役儀御障無御坐候哉。

一、去夏以書状得御意候。定而可相達奉存候。尤去春祖父江氏便ニ預、御細毫忝奉存候。右御返事旁得御意候キ。

一、於宿毛老母存命ニ罷有候や、承度存候。去年中太左衛門殿方も不預書音候。逐日老衰之趣ニ承、氣之毒存候。第一近年半身叶不申由、極老之儀氣遣申事ニ候。太左殿も中風之様ニ御座候旨申來候。是も老人故、いかゞと存候。遠境之儀心外のみニ御坐候。漸壹ケ年ニ一兩度宛、書状並金子等差遣申事ニ御座候。安否御聞候ハ、仰聞可被下候。

一、先達而御承知被成候や、此方拙者相動居候隠居保山殿、去冬霜月二日御死去ニ而、何も力落申候。君子同前之人ニて御坐候処、惜敷儀ニ存候。然とも拙者儀も数年大役相動、今日迄は聊無越度勉來、先ハ本望ニ存候。然共年来之儀、逐日氣魂も薄く罷成候ニ付、役儀之断をも申達、引込心安相暮可申やと存候。然共心安動方ニも、甲斐守殿被仰付候ハ、今暫も勤仕可仕候。いまた了簡不究候。政右衛門儀ハ、また年壯之者ニて御座候ニ付、いか様とも出世可仕と存候。当然何之御氣遣も無御座候間、可御心易候。

一、祖父江氏も于今牢人ニて被居候。宜敷有付無御座、氣之毒存候。拙者も心掛候へ共、隠房方ニ居候へは、他所之聞合成かね、心外ニ存候。此方へも節々參られ候得共、拙者ハ寸暇無御座候ニ付、去夏一度逢申候迄ニ而、其後面談不仕候。年始御嘉儀、為可得御意如此御座候。御内証様へも宜奉頼候。政右衛門も別紙ニ可得御意候得共、異事

無御座候間、不能其儀候。一紙御有可被下候。尚期永日之時候。恐惶謹言。

未

正月十一日

加持三右衛門

雅房(花押)

同 政右衛門

雅君(花押)

柳村理大夫様

「未」は正徳五年乙未である。隠居保山殿とあるのは柳沢吉保。宝永三年隠居して保山入道と号した。彼の榮耀を極めた一生の終焉は、正徳四年十一月二日であった。

雅房が柳沢家に仕えたのは、いつからであったか。『家譜』には「元禄末年仕松平甲斐守殿云」とあるが、これは必ずしも正しくあるまい。なるほど書簡(13)(14)は、雅房が松平甲斐守に仕えていることを示している。しかし、これは甲斐守すなわち柳沢吉里の襲封(宝永六年)以後のことであるから、当然のことである。しかも雅房は「隠居方」に勤めている。わたくしは、雅房の出仕は吉保の隠居(宝永三年)よりもずっと前、元禄も比較的早い頃で、白川左次兵衛政平と前後してではなかったかと想像する。弟政平は元禄五年頃に柳沢に抱えられた。兄雅房が十年もおくれて、同じく柳沢にありついたとは考えにくいのではなからうか。

書簡 (15)

享保三年十月

鍛冶橋御屋敷にて松本六兵衛へ頼、小栗又之進迄相達給候様こと申、一筆致啓上候。其後は節久絶音聞、御疎々敷罷過候。勿論其元方も久々御通路無御座、いかゝと無心元奉存候。弥御家内様御揃御堅固、貴様不相替御勤役被成候哉、御安否承度存候。当春も以書状申進候。いかゝ相達申候哉。御様子承度奉存候。此方も無異事罷有候。今般政

右衛門儀も弥不得手透、逐日事多相勉申候二付、節々文通も難成御座候。御息様も御繁栄ニ御座候や、是又承度御座候。御内政様へも御息様方へも、能々御心得被成可被下候。将又宿毛斉原太左殿近年病身ニ御坐候由申来候。其元へ通達も御坐候哉。此方へはもはや二ヶ年書状不参候。此方も去春文通致候後ハ、音信も致不申候二付、いかゝと存候。且御聞及も被成候哉、此方旦那様去秋より、西ノ御丸奥表共之御修覆御手伝被仰付候而、漸当八月迄ニ成就、依之長々江戸ニ御詰被成、其上毎日右御場所へ御出被成候故、手前事多候而、御疎々敷打過申候。政右衛門儀、先書ニも得御意候通、供方跡乗役ニ而、騎馬ニて相勉申故、日々之御出ニ罷出、寸透無御座、首尾能相勤申候間、御心安思召可被下候。御当地近年ハ度々も大火事等御座候而、騒ケ敷体ともニ御座候。然共此方上屋布下屋敷共無難ニ而、致大慶候。扶軒儀只今ハ気楽ニ相暮、息災ニ致安住候間、御心安可被思召候。余り〳〵御遠々敷御坐候間、御安否承度如此御坐候。尚重而万縷可申承候。恐惶謹言。

戌

十月十一日

加持扶軒

雅房(花押)

同 政右衛門

雅君(花押)

柳村利大夫様

(袖書) 尚以御安否承度存候。斉原へ之書状、貴様も便之節、御達被成可被下候。奉頼候。以上。

日附の「戌」は享保三年戊戌である。『寛政重修諸家譜』柳沢吉里の条に、

享保三年六月十五日、先に西城修理のことをつとめしにより、時服二十領をたまひ、十八日家臣にも時服及び羽織白銀等をたまふ。とあって、この書状の記述と相補うことができる。

正徳五年の書簡(4)に「於宿毛老母存命ニ罷有候や承度」とあったが、本状は「宿毛齊原太左殿」を気づかうのみで、母のことを言わない。雅房らの母は、享保初年のころ、夫六郎兵衛の後を追うたものと思われる。

雅房は隠居して扶軒と号している。前の書簡に「氣魂も薄罷成云々」とあった。その後間もなく隠居したのであろう。

書簡 (6)

享保六年五月

貴札致拜見候。先以就御用此度御出府被成候由ニ而、預御使籍、扱々御懐敷、貴顔之心持仕、忝致拜誦候。疾くにも御尋可被下候処、利太夫殿堅御申付被成候由、御差扣被成候旨、御尤奉存候。乍去其許様ニ御遠慮之御事も無御坐候得は、此方ニ何之障無御坐候間、御手透之刻、遠方ニ御座候へ共、御尋被下候ハ、寛々可得貴意と存候。当方

政右衛門事

同苗三右衛門我等儀、屋布一統之類焼ニ付、同苗三右衛門儀ハ屋布ニ小屋かけ仕罷在候。愚拙儀は屋布近所小屋掛之外宅仕、当分罷在候。

御使見分之通ニ御坐候。貴様ニも来夏迄御在府候由、左候ハ、其内兎角緩々可得御意と大悦仕候。

一、利大夫殿方之御状箱御届被下、請取申候。同苗儀屋布ニ罷在候間、追而貴報御頼可申上候。委細之義者、貴顔万々可得御意候条、早々及貴報候。以上。

五月廿五日

加持扶軒

柳村儀七郎様

柳村儀七郎あての書状はこれをはじめである。義七郎はこの時江戸に出ていた。『自家緊要録』等によれば、彼が父の代勤としてはじめて江戸に出たのが享保六年四月で、翌七年には帰国し、その後たびたび江戸勤務になっている。一方この書状には「我等屋布一統之類焼」のことがある。この火災は、後出書簡(2)に「去々丑三月四日大風急火ニ而難遁

類焼」とあるのと同じ火災をさすであろう。享保六年辛丑三月三日四日の兩日、ともに南風烈しくして大火となったこと、『徳川実紀』に詳しい。この書簡は享保六年五月のもので、義七郎のはじめて出府した時であること明白である。

義七郎は父利大夫の教えに従って、親しく雅房を訪れることをひかえた。利大夫は、家格いやしい者が縁者と名乗って出ては、先方に迷惑であろうと気づかったのか。義七郎はこの時二十六歳、しばらく老成するのを待って対面することをのぞんだのか。このことは書簡(2)にも見え、どうやら自家の微賤を強く意識してのことらしく思われる。

政右衛門は養父と同じ三右衛門に改名した。

書簡 (7)

享保七年三月

往来書翰扣曰、

一、元禄年中大膳様当府中被成御坐候節、中村之浪人士中親御機嫌ニ被出候。御亡父公も御出勤、私宅へ待請候つる。巴ノ字ヲ紋に被成候。我等申候ハ、字ヲ紋ニ為仕ハ見分不宜候。夫故字の紋付ル人希ニ候。何とて御附被成候哉と尋候へは、ともへか家の紋といふ者あり、然ともくとき紋なるゆへ字にいたし候と被仰候。それはアヤマリニて候。飛鳥井家之紋ハ向鶴ニ而候。乍去今程是を附候事いらぬ事ニ候。云々。

三月廿三日

柳村利太夫

加持扶軒様

同政右衛門様

享保八年正月の書簡(2)に、これに対する扶軒らの返事がある。この書状を享保七年三月と判定したのは、そのためである。

書簡(18)

享保七年五月

遠境御使同性方へ預御細書、忝致拜見候。先頃御国元之御状並御手紙共被成、正月之御手紙ニ而御坐候所、何方ニ相滞申候哉、二三日以前ニ致到着候而致拜見候。先以貴様御事去年方永々御詰、弥御堅固被成御勤仕、当月末頃ニハ御国元へ御越之由、御詰中御別条無御坐、御同意珍重之御事御坐候。於御国許利大夫殿初皆々様御安全之旨、先日之御状ニも御安否承之、旁珍重奉存候。手前相替儀無御坐候。尤同姓扶軒儀今程ハ町宅ニ居申候間、今日御手紙も早速為持可遣と存候処、昨日之癩之ことクニ付、寒熱ノ往来強打臥罷在候ニ付、早速御紙面致拜見候儀も罷成不申体ニ而御坐候ニ付、拙者方より御報申入候。殊更御国元方御到来之由ニて見事之纏節一包十被懸御意、誠ニ古郷ノ品と申、別而厚ク賞味可仕と、於拙者辱奉存候。御当地ニ而相求候而も中々々様之節ハ無御坐候ニ付、扶軒別而大慶仕ニ而可有御坐と存候。其内御国元へも御便之節可然様御礼等被仰進可被下候。尤從此方も近々書状相認進上可申候間、左様御心得可被下候。貴様御事も御帰国前愚宅へ御越可被下候旨、遠境思召寄忝存候。御帰国も近寄御取込ニハ可有御坐候へ共、若御出被下候ハ、可得貴意と大慶存候。乍然扶軒右之通不快ニ罷有候へハ、今少御延引候而御出可被下候。奉待候。拙者儀又々当年も国元へ致供候筈ニ御坐候処、御元ニて当年ハ致在府候間、御出被下候ハ、可得御意と大慶存候。去年中も何とそ御見舞申候て得御意度、神以心懸罷在候処、遠方通行動ニいたし、毎日〳〵無休息体ニ相勉候而、心外之御無音背本意奉存候。利大夫殿思召も氣之毒千万ニ存候。其以御用捨可被下候。内々被仰遣候卷物之儀、何とそ同名相認候而進し申度由申候而罷有候処、近年筆無儀ニ罷成、且又藤介義ハ、只今神原式部大輔様被召出相勤罷有、是又遠方旁一円得隙不申、旁以延引罷成候。いか様ニもいたし、とかく御帰国前ニハ致出来候様ニいたし可申候間、左様御心得可被下候。他へ頼候儀ハいか、ニ

存候故、覺書ハ乍惡筆拙者相認置申候。籠筆ながら血脉之もの相認候而能有之やと存、右之通御坐候間、左様御心得可被下候。今日ハ幸致在宿居候ニ付、乍早々右御報如此御座候。同名方方も追付及御報可申候間、御国元へも其内之御便ニ、宜御通達可被下候。心事尚期御面上候条、不能詳候。恐惶謹言。

五月十三日

加持三右衛門

柳村義七郎様

(袖書) 尚々御風呂敷致返進候。以上。

(添書) 尚々遠方被入御念御使、殊ニ当所珍敷品、扶軒方被遣之、忝不淺存候。兎角其内貴面御礼等可得御意候。内々之一書延引候段、背本意氣之毒存候。御使之もの何之風情も無御座相返し申候。其段能々御申聞可被下候。以上。

義七郎は、この書簡を江戸で受けとった。日附の五月十三日は享保七年であらうと思われる。この書状に、利大夫から雅房に纏節を贈ったことが見え、享保八年正月の書なることの明らかなる書簡(20)に、「去夏」の纏節の礼を述べていることから、そう判断せられる。

藤介の名がはじめて見える。次の書簡(19)の筆者である。わたくしは、藤介は前に見えた三次郎のことであらうかと疑う。書簡(23)によると三次郎は雅房の養子で、雅房のもとで成長し、正徳四年元服した。その頃手跡すぐれ「手跡一通ニても口すき可成哉」というほどであった。若輩ゆえ、養子縁組の「願」は見合せている。そこへ雅房甥の高橋段右衛門が引取られて、やがて正式に養子になった。三次郎は結局養子にはならず独立したのであらう。手跡拔群で独立させても不安はないと雅房は判断した。ところが本書簡にいたって、「藤介義ハ只今神原式部大輔様被召出」というように、突然に藤介の名があらわれる。神原式部大輔政邦は姫路城主で、藤介の召し出されたのは書簡(19)によると酉の年(享保二

年)である。書簡(20)によると、役目は近習で、「書役」を兼ね、式部様家中一同が藤介の(書の)弟子になったという。そうして、今わたくしが年次順に掲げつつある書簡において、藤介の名があらわれて後には、三次郎の名は絶えてあらわれない。わたくしが藤介はすなわち三次郎かと疑うのは、以上の理由からである。

『家譜』は藤介雅武は雅房の末弟であるとし、三次郎には全くふれていない。『家譜』のいうごとく藤介が雅房の末弟であるとすれば、藤介は三次郎ではあり得ない。三次郎元服の正徳四年(書簡13)は、雅房らの浪人となった元禄二年から数えても二十五年の後であるからである。わたくしの疑いが当たっているとすれば、『家譜』の雅房・藤介を兄弟とするのは誤っていることになる。いずれが正しいのであろうか。『家譜』には、別に拠る所があったでもあろうと考えて、わたくしはしばらく『家譜』の説に従うことにする。

この書簡に「被仰遣候巻物」「覚書」のことが見え、添書には「内々之一書」の語がある。この三者は同一のものをさすと見える。これについては書簡(20)のところで述べる。

書簡 (19)

享保七年九月

一筆致啓上候。其後者御遠々敷罷過候。其許無御別条弥御堅固可被成御坐、珍重之至奉存候。此表親類中無相替義、扶軒も達者ニ罷在候。

三右衛門も首尾好相勤申候。貴意安思召可被下候。

一、此度御同名儀七郎殿、此地へ被成御詰候由、及承候へとも、彼是取込未御見廻も不仕候。

一、去年三月之御連札致拜見候。拙者儀毎度御尋、忝奉存候。私儀も去ル酉ノ年神原式部大輔方へ被呼出、首尾好相勤申候。御心安思召可被下候。此段も早々以書中可申上候処、用事繁致何角延引仕候。式部大輔方にて格式等もよろしく、尤騎士の格にて相勤申候。段々首尾好

罷有候。此度三右衛門方も御報旁得御意候由申候付、相頼如此御坐候。連名ニ可申上候得共、屋敷隔り候て罷有候間、以別帯申上候。無別条候付、早々得貴意候。猶期後音之時候。恐惶謹言。

寅
九月十五日

加持藤介

雅武(花押)

柳村利大夫様

人々御中

(袖書) 猶以従同名方委細得御意候間、不能巨細候。以上。
藤介の書簡はこの一通のみ。寅は享保七年であらう。(この書簡は実物を見ることができた。筆跡はさすがに美しい。)

書簡 (20)

享保八年正月

鍛冶橋御屋敷ニ而承合、誰レ成とも相頼可申と一筆致啓上候。先以新春之御慶千里同風申治候。其御地貴様御家内御揃御堅固ニ可被成御加歳と、珍重不過之奉存候。於宿毛斉原九郎右衛門無事加年可致と悦申候。是も去々年後文通無御座候。当方も息災致重歳候間、可貴意易候。

一、去々年後度々御細書とも被下候処、三右衛門儀ハ甲府へ毎々罷越、且ハ類焼旁ニ而、御応も不申背本意申候。

一、御同姓儀七郎殿御成長、貴様儀近年耳遠ク御成候故、儀七郎殿ヲ名代御願候処、早速相濟、去々年ハ御役儀被仰付御出府之由、此方へも度々預御使、殊去夏ハ見事之鯉節等預御音信、寔御厚志共忝奉存候。自是御使さへ不得御意、御帰国之節も不存体、心外之事ニ御座候。長々御在府首尾能御勤被成候由、目出度存候。

一、去五月十八日頃、儀七郎殿ハ預御使、其節扶軒儀寒熱之往来在之、打臥居候ニ付、若御出候而も不懸御目程にてハ残念と存、一兩日

御延引、追而御出被下候様ニと申進候キ。尤本復次第自是御案内ニても可申入と存居候処、病氣逐日重ク、十九日廿日ニ至前後ヲ忘候故、拙者も旦那へ願を立候而、五月廿日夕引込、昼夜致看病候体、人多も一服ニ三分又ハ其余入、一日ニ二三服ツ、用、或ハ独參湯ニ而介申得快氣、無難致越年、此節別而肥立申事ニ御座候。右之通故、御報も猶又延引、儀七郎殿へも不得御意帰国ノ段、別而殘念至極御坐候。

一、去々年中ハ先祖書之儀被仰下、早速相認可進処、三右衛門儀甲府へ罷越、彼是之宮ニ取紛覃延引、思召も致迷惑候。右書付ハ去秋やうく藤介ニ相認させ候得共、御返答相調候事成兼申候付、猶又延引、尤右巻物も何とそ扶軒相認進し度存念故、一日くと延引、背本意申候。此度進申候間、御受取可被下候。無間違早く相届候へかしと存候。

一、其元方も度々乍例御細書被下、懸御目候様ニ存悅申候。
一、藤介儀御尋被下、近年神原式部大輔様へ被召出、御近習相勉申候。尤書役兼候而居候故、一円不得隙候。今度自筆之書状並先祖書巻物、真文字ハ藤介ニ認させ申候。御覽可被成候。式部様十五万石之家中、国江戶ともニ、式部様御意ニ而、藤介弟子ニ成申候。首尾能勤役仕候。

一、儀七郎殿此方愚宅へ御出之儀御用捨之由、全左様之儀ニて無之、却而残念ニ存候。重而御在府ニ而候ハ、可預御尋候。三右衛門儀前体ニ相勸申候。御察之通表向殊之外はれケ間敷、禄ニ不相應之役被申付候而、内証至極及困窮申候。乍然官斗ハ本望ニ存候。

一、去々丑三月四日、大風急火ニ而難遁類焼、時節悪敷候而、家財も武具当分之着類迄残り候而、其外焼失、其上早速小屋長屋も不相渡候故、父子別々ニ自分小屋小屋懸等いたし、今以双方右之小屋ニ居申候

体、旁以大困窮筆紙難申盡候。

一、加持之由緒此度も委被仰下、審ニ拝見、忝存候。扱鹿持之儀、成ほと修理様之御状ニ御座候。右御状此方ニ御坐候間、見合申候。何とぞ鹿持ニ仕度ものニ御座候へ共、當時も加持を数年用來候而改かたく御座候。

一、定紋之儀、委細致承知候。此方ニ而ハ二品付申候。藤氏ハ皆桐ニて候故、五七ノ桐と鳳凰ノ丸用申候。飛鳥井ハ鳳凰ノ丸本紋ニて御座候。向鶴之由仰被下候へ共、當時も本家ニては右之通御座候。向鶴ニよく似たるものニ御座候。尤六郎兵衛付申候巴ノ字相印ニ用申候。

一、旦那へ差出候親類書先祖書ハ、家風ニ而高祖父方書出し申候ニ付、十二年以前ニ書出し申候。高祖父曾祖父祖父段々ニ書付、委細ニ仕差出候。尤当然之親類等も悉ク記申候。貴様儀ハ勿論書出申候。今度思召之趣委ク被仰下得其意奉存候。又重而改メも御坐候ハ、認直し可申候哉。安並忠兵衛之儀、五六年以前ニ被果候。只今ハ縁者之内ニ相應之もの御座候由ニ而、養子被致家督相続、伊賀に居住ニて御坐候。今十ヶ年余も過不申候へハ、当地へハ不被參由ニ候。和泉守様御力番衆へ承候処、今以八百石ニ而御座候由被申候。

一、於土州加持之由緒外ニ無御坐、貴様ニ限申候処、外名ニ而被成御坐候ニ付、時節を以御改可被成之旨、御尤之儀ニ御座候。拙者共儀当所ニ隔リ罷在候へ、御矢倉帖之筋目及断絶、氣之毒ニ御座候間、早々御改被成可然奉存候。左候へハ爰元ニ而も心強く、御由緒髓ニ相見悅申事ニ御座候。時節御考被成候内段々延引ニ成可申候間、当夏の中御改号可然存候。

一、儀七郎殿へも以別紙可得御意候得共、状かさ高ニ罷成申候ニ付、此度不能別書候。去夏中も不得御意、残念至極御座候。近年之内又々御出府被成候ハ、其節ハ必々御出可被下候。

一、利大夫様御内方様へも御加筆之御礼旁、くれくれ可然御心得可被

下候。扶軒妻も、御三所様へくれ〜宜申進度由申事御座候。

一、先祖申伝之一巻ハ、藤介儀も不得手透、扶軒儀ハ大病後ニ而御坐候ニ付、他へ頼候儀もいかニ存候故、悪筆ながら三右衛門相認進申候。悪筆却而いかニ而御座候へ共、血脉之執筆にてよく候ハんかと存候。然共書面見苦敷いかニ思召候ハ、追而可被仰下候。又々見合手透之節、相頼藤介ニ成共相認させ可申候。

一、三右衛門儀ハ被仰下候通、甲府へ度々交代仕候。常住ハ江戸ニ而御坐候。当役ハ甲府勝手之もの無御坐、若役義も替候ハ、甲府勝手可罷成も難斗御坐候。何とそ江戸住宅ニ末迄罷有度念願ニ御座候。此節ハ扶軒ハ町方ニ地をかり小屋懸いたし罷在、三右衛門ハ屋敷之内ニ小屋懸いたし罷在、両小屋共自分にて御坐候ニ付、扱々物入多、致難儀候。類焼之節も家財ハ過半焼失候へ共、家内無難ニ退候而、此上之大慶ニ而御座候。度々御細書被下候処、色々様々之儀ニ而差合、御報も延引罷成候段、御免可被下候。此度も鍛冶橋ニ而何レハ頼可申と相認候へ共、大切之もの故入念申度候へハ、とかく遅ク成リ可申哉と被存候。猶追々可得御意候。此書状相届申候ハ、御知らせ可被下候。奉頼候。御氣遣敷存候間、一応承度存候。

正月十五日

加持扶軒

雅房(花押)

同三右衛門

雅君(花押)

柳村利大夫様
同 儀七郎様

(袖書) 猶以有合申候付、当所風俗のたはこ入壺ツ、三右衛門方御音信仕候。尚追々御左右可承候。以上。

この書状は享保八年の正月のもの。「去々丑三月四日大風急火ニ而」などから知られる。利大夫父子はこの時高知にある。

利大夫は、加持よりも鹿持と書くが望ましいこと、自家の姓柳村を時節を待って鹿持に改めたいこと、家紋は向鶴であることなどを、江戸の同族に言い送ったと見える。六郎兵衛なき今、彼は一族の長者であり、家の伝統の意識がさかんであったと察せられる。

家紋についての利大夫の考えは、書簡(7)に見え、それに対する江戸加持氏の意見が、本書簡に述べられている。後に鹿持雅澄が鳳凰の丸を家紋として用いたのは、この書簡(8)の所説に従ったのであろう。

加持か鹿持か。『長宗我部地檢帳』には、鹿持村・鹿持川とある。前掲山内修理大夫の書状には「鹿持仁右衛門との」とある。それ以後は姓を鹿持と書いたものは見出しがたく、六郎兵衛は書簡(1)(2)で、「加持六郎兵衛」と署している。利大夫以後の柳村家の墓標の文字も、「柳村惟恒後妻墓」のほかはすべて加持である。義七郎以後の柳村家の人々は、加持であることを望んだが、鹿字には執着しなかったのであろう。

柳村を鹿持と改めたいとの利大夫の望みは、玄孫雅澄にいたって実現される。この件につき雅澄は、その『覚』(飛鳥井雅四氏蔵)に、

(文政) 十二年十二月十八日、先祖本姓鹿持ニ而御座候処、中世無據相障儀御座候を以、当時外姓之名字柳村ト相唱来申候。然ニ此節ニ至り何等之差問も無御座候ニ付、本姓ニ相革申度、且爾来之名内々差問之訳を以、藤太ト相革申度段奉願、彼是御聞届被仰付之。と記し、また『報本論』には、

文政十二年己丑十二月十八日、予官に請て鹿持の称号に革む。これ旧を存する志あるのみにはあらず。先祖の遺言も黙しがたければなり。

と述べている。

「去秋」すなわち享保七年秋に、藤介に認めさせた先祖書と、このたび三右衛門雅君の写した「先祖申伝之一巻」とを、書状とともに差出すということが見える。「無間違早く相届候へかし」「大切之もの故入念

申度」とあるが、本書状とともに利大夫の手許に届いたはずである。利大夫は、加持正統の人の筆に成るそのような書き物を欲したのである。

わたくしは先年刈谷正勝氏宅において、『土佐一条殿伝記並我等先祖覺』と題する巻物を見ることができた。結論から言うと、第一に、前に書簡(5)に関連して安並忠兵衛について述べた際に、『家譜』備考所掲の「旧記」の文を引いておいたが、「旧記」とはこの巻物のことであろうと考えられる。この巻物は、他書に見えぬような特別の内容はほとんど含んでいないが、ただ加持氏と安並氏との縁故について、「旧記」と全く同一のことを述べていて、これは他書にはなからうと思われる。文章も両者相似ている。たとえば巻物の「種替之兄弟也」が「旧記」では「異父ノ兄弟也」となっているなどのごとくで、「旧記」の文章は巻物の文章をととのえたものと見て誤りなからうと考えられるのである。

第二に、書簡(20)にいう「先祖申伝之一巻」もまたこの巻物ではないかと思われる。この巻物は、寛文元年に加持弥五左衛門藤原雅春が記して、子息加持仁右衛門に与えたとの形をとっている。そしてそのあとに、

先祖覚書此方ニ在之候を写進候。(下略)

松平美濃守内

加持三右衛門

宝永四丁亥年 三月 日

松平土佐守様御内

柳村利大夫殿

とあり、さらにその後別紙を継ぎ足して別筆(つまり利大夫の手)で、

右証文写先年従加持三右衛門差越候。然ハ宗伝様(筆者注・山内一豊)御入部被遊候節ハ山内之御苗字也。慶長十年之比松平土左守様

ニ御改被遊候由承及候。弥五左衛門被召出候時分ハ御先苗なるゆへ、山内対馬守殿と記たると存候。古人ハ様之字ヨリモ殿文字ヲ尊敬ニ用候。併当世之風儀ニハ如何布候得共、不被改古筆之俛、尤可為他見覚書ニ而ハなけれとも令添筆候畢。

柳村利大夫

享保八年癸卯三月十六日

柳村儀七郎殿

とある。この利大夫の添書の日付は、書簡(20)の日付の二箇月ほどの後である。書簡のいう「先祖申伝之一巻」とこの巻物とが、別のものであるとは考えがたい。三右衛門の日付が宝永四年であるのは、何らかの理由によって日付を溯らせたものであり、利大夫もそれに合わせて「先年」三右衛門より差越したと記したのではない。

書簡(8)に「内々被仰遣候巻物」「内々之一書」とあった。これと書簡(20)の「先祖申伝之一巻」とも同じものであろうか。「内々」の語には秘密のにおいがあり、利大夫らがひそかにはかって、虚構をもって家系を飾ろうとしたのではないかと疑われよう。しかし「内々之一書」が、わたくしの見た巻物と同じものであるならば、先ほど言ったように、それは特別の内容を持ったものではない。安並忠兵衛との関係を述べた部分、特別と言えば特別であるに過ぎない。「内々」の語にそれほど重きをおくべきではないと考えられる。わたくしが刈谷氏で見た巻物にこだわったのは、このことを言うためであった。

『飛鳥井家譜』所収書簡は以上がすべてである。延宝七年の書簡から享保八年の書簡まで二十通。その間四十四箇年である。後半の二十一年間のもが主で、前半の書簡に乏しいが、これによって中村山内氏断絶以後の加持家の人々の動静、彼らと柳村利大夫らとの交渉のありさまをあらまし窺うことができた。六郎兵衛とその子息らに関する『家譜』の

記事が、ほぼ信ずべきものであることも分かったと思う。

四十余年の間に、多くの人々が世を去った。貞享四年二月、加持仁右衛門が蔵岡で歿した。元禄十一年十一月、加持左次右衛門が鴨川村で歿した。宝永元年一月、山内大膳亮が江戸で歿した。富岡孫左衛門の死も同じ頃であったろう。宝永四年には加持六郎兵衛が宿毛において長逝した。享保の初ころ六郎兵衛妻が後を追うた。この老夫妻と同居していた斉原太左衛門の絶命も、その後二三年の間である。安並忠兵衛の最後もその頃であったらしい。今年享保八年の正月、高知では柳村利大夫、七十五歳、耳が遠くなっている。その妻千屋氏五十三歳。子息義七郎二十八歳、父の代動をしていて、四月にはまた江戸に向つて発足することになっている。妹いしは十五歳、まだ嫁がず家にいた。江戸では加持三右衛門雅房が老いて退き、扶軒と号してから数年になっている。一昨年の火災のあとの小屋掛がまだそのままである。養子の三右衛門雅君と弟の白川三右衛門正平とは、柳沢吉里に仕え、加持藤介雅武は神原式部大輔に仕え、みな江戸に住んでいる。

柳村家のあとは、今日も知られているが、江戸の加持氏はその後どうなったのか。東京都の電話帳には加持さんが少なくないが、これらの人々とつながりはないだろうか。わたくしは、まだそれをたずねることを怠っている。

(注)

(1) 高知県立図書館刊「長宗我部地検帳」(幡多郡・上の二)の解説で、関田英里氏がこの人物にふれ、「元親に信頼された有力な一領具足の指導者であったことが想像される。」と書いておられる。

(2) 「可笑記」にも、貪欲を憎む文章が多く、用心・つつしみの必要を説くところも少なくない。

(3) 「旧記」については書簡を検討するところ及び注(5)でふれる。

(4) 平尾道雄氏「長宗我部元親」によれば、「長元記」に、長宗我部氏の旧臣で藤堂大学に仕えた者として「安波忠兵衛 二百五十石」を挙げて

いるという。

(5) この巻物は、雅春が祖父飛鳥井自楽(雅量)及び父関内(右京進の別名であろう)について述べ、自身の上にも及んだ形をとっている。正確で詳細な史実を期待するなら、全く裏切られる。一条兼定が追われた際に、自楽が折から痘を患っていた三歳の関内とその母を残して、国外に立ちのいた(雅澄は「家譜」で雅量が国外に去ったとするのは、俗伝の誤りであるとして、しりぞけて置きたい)といひ、一条内政が最後の京都に上ったとするとき、信を置きがたいことがある。激しい転変の時代でもあり、雅春もその父も幼くして父に別れたこともあって、正確な史実は伝わらなかったであろう。雅春自身については「元親(鳥津陣より一筆者) 帰国以後、飛鳥井之一子有之由被聴及、我等六歳にて元親五目見、加持村二而知行賜。検地帳に飛鳥井虎熊と有之は我等重名也。後号加持弥五左衛門号。」「慶長年中山内対馬守殿御入国之節、我等被召出、知行賜候。」とあって、もう少し詳細に確実に記すことができそうにも思われる。自身のこととは自明のこととして略記したのかとも考えられる。最後に、「祖父自楽は大納言殿と申たると承候。父関内三歳、然も乱世之時節御立退候。関内も我等幼少之内ニ討死被仕候故、先祖之系図不存候。自楽以来我等迄三代は、当郡諸人明白ニ存事候。時代久敷成候者此等之事をも可有失念候間、覚書遣候。仍而如件。加持弥五左衛門藤原雅春。寛文元年辛丑年 加持仁右衛門殿」とある。わたくしは、この書は雅房らが曾祖父に託して書いたものかとも、疑われないではない。特にこの書が安並忠兵衛について「藤堂和泉守殿ニ仕、知行八百石賜、今程ハ京都之屋鋪預居候由、致書通候」と言っているところは問題であろうと思う。藤堂高久が和泉守となったのは承応三年であるが、その襲封は寛文九年であって、この文は寛文元年現在のものとしては受けとりがたいのではないかと思われる。この部分を後からの挿入としないかぎり、この書の記者が雅春であるとは言えないのではないか。「内々」の語を軽視するわけにゆかぬのではないか。疑問を存しておき、いずれにしようである。

(6) 書簡に「御三所様」とあるのは、利大夫妻と義七郎といしとをさすと考え、いしを未婚とした。(後記。「御三所様」は利大夫妻と義七郎か。)

(昭和五十三年九月二十八日受理)
(昭和五十四年二月 七 日発行)

